

入札公告

令和8年4月30日

国立健康危機管理研究機構 国立感染症研究所多摩支所長 阿戸 学

下記の調達にあたり一般競争入札を行います。

1. 競争に付する事項

- (1) 件名 多摩キャンパス第三研究棟排水処理施設設置整備工事
- (2) 工事場所 東京都東村山市青葉町4-2-1
国立健康危機管理研究機構 国立感染症研究所多摩支所が指定する場所
- (3) 工事内容 多摩キャンパス第三研究棟の排水処理施設設置工事
- (4) 工期 契約締結日翌日から令和9年3月31日まで
- (5) 入札方法 本業務は、資料提出、入札等を紙入札方式で行う

2. 競争参加資格

(1) 次の①、②、③、④のいずれにも該当しない者であること。

① 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。

② 次の各号のいずれかに該当すると認められる者。

一 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

二 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

三 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。)

四 暴力団関係企業(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。)

五 総会屋等(総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)

六 社会運動等標ぼうゴロ(社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)

七 特殊知能暴力集団等(暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。)

八 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。

ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。

ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。

ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。

ホ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

九 国立健康危機管理研究機構におけるコンプライアンス推進規程に基づき、法令等を遵守することに賛同しない者

③ 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

なお、期間等については国立健康危機管理研究機構から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間等を適用する。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者

三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由なく契約を履行しなかった者

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

八 前各号に類する行為を行った者

④ ③に該当する者を入札代理人として使用する者

(2) 厚生労働省から関東甲信越地域における「電気工事」「管工事」または「機械器具設置工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、関東甲信越地域の一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

(3) 厚生労働省から関東甲信越地域における「電気工事」「管工事」または「機械器具設置工事」においてA、B又はC等級に格付けされていること。また、(2)の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に関東甲信越地域における「電気工事」「管工事」または「機械器具設置工事」においてA、B又はC等級に格付けされていること。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(5) 平成23年度以降に元請けとして完成・引き渡し完了した排水処理設備の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)

(6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に国立健康危機管理研究機構から契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

① 当該業務を的確に実施できると認められる要員、設備、経験を有しており、適切な資格、技術力等を有する者であること。

② 平成23年度以降に完成・引渡が完了した排水処理設備工事で元請けとしての経験を有する者であること。

③ 配置予定の監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずるものであり、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

④ 配置予定の主任技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(9) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。

① 厚生年金保険

② 健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)

③ 船員保険

④ 国民年金

⑤ 労働者災害補償保険

⑥ 雇用保険

注) 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。

3. 入札説明書の提出場所等

(1) 契約事項を示す場所及び入札説明書の交付場所、問い合わせ先等

〒162-8640 東京都東村山市青葉町4-2-1

国立健康危機管理研究機構 国立感染症研究所多摩支所 総務部管理課管理庶務係

TEL: 042-391-8211

(電子メールによる交付を希望する場合は、tama-keiyaku@nih.go.jp宛て連絡すること。)

(2) 入札説明書の交付期間

令和8年5月1日(金)から令和8年5月20日(水)まで

(3) 現地確認(入札者は必須とする)

① 日時

令和8年5月1日から令和8年5月20日まで

(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日09時00分~17時00分まで)

② 場所

前記1(2)に同じ

③申込期間

令和8年5月1日から令和8年5月18日まで

(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日09時00分～17時00分まで)

④申込方法

(1)の担当部署のメールアドレス宛に希望日時を記載のうえ連絡すること。なお、申し込みが競合するなどの場合は別の日時を提案する場合がある。

(4) 入札書の受領期限及び提出場所

令和8年6月12日(金) 17時00分まで

国立健康危機管理研究機構 国立感染症研究所多摩支所 総務部管理課管理庶務係

(ただし、郵送による入札の場合は、書留郵便によるものとし、令和8年6月12日17時00分までに上記担当部署に必着すること。)に持参すること。

(5) 開札の日時及び場所

令和8年6月15日(月) 11時00分

国立健康危機管理研究機構 国立感染症研究所多摩支所 研究管理棟2階小会議室

4. その他

(1) 契約手続で使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約の履行保証 落札者は、請負代金が1,000万円を超える場合、公共工事履行保証証券による保証(2年の契約不適合を保証する特約を付したものに限り)を付すものとする。この場合の保証金額は、請負代金相当額の10分の3以上とする。

(4) 入札者に求められる義務 封印した入札書を提出しなければならない

(5) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 第一交渉権者及び落札者の決定方法

最低価格落札方式(総価)とする。

国立健康危機管理研究機構契約事務取扱細則第36条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を第一交渉権者とする。

落札者は、第一交渉権者と価格交渉の上、決定する。価格交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行うことができることとする。

(7) 独立行政法人の契約に係る情報の公表について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に準じ、当機構と一定の関係性を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開する。

(8) その他詳細は入札説明書による。